

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

・企業間の連携

国立大学法人弘前大学発の技術を活用し、国内の研究機関、装置メーカー、素材・部材関連企業等と連携したオープンイノベーション型の開発体制を構築し、研究開発から社会実装まで一貫的に推進します。

・IT実装支援

クラウドベースの運転制御および性能データの可視化・共有を進め、サプライチェーン関係者との情報連携を通じた業務効率化と品質向上に取り組みます。

・専門人材マッチング

国内外の大学・研究機関と連携し、電気化学・材料分野の高度専門人材の活用を進めることで、技術力の向上と人材育成を図ります。

・グリーン化の取組

電気透析技術を活用した低薬品・低排水・低炭素型のリチウム精製プロセスを推進し、サプライチェーン全体での環境負荷低減に貢献します。

・BCP／事業継続

災害時等においてもサプライチェーン全体の事業継続が図られるよう、取引先との情報共有や連携体制の構築に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む、委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他(任意記載)

当社は、直接の取引先に限らず、サプライチェーン全体において適正な価格転嫁が行われるよう配慮し、その考え方を取引先と共有することで、持続可能な取引関係の構築を目指します。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

リキューブ株式会社

代表取締役 佐々木 一哉

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

リキューブ株式会社 代表取締役 佐々木 一哉

企 業 名

役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。